

## 議長定例記者会見 会見録

日時：平成 19 年 12 月 6 日 10 時 30 分～

場所：全員協議会室

### 1 発表事項

#### ・平成 19 年三重県議会 10 大ニュースについて

(議長) 皆さんおはようございます。今回お配りいたしました「10 大ニュース」は、今年 1 年を振り返って、三重県議会における出来事をピックアップしたものでございます。「なぜこれが入っているのか」とか、「あれが入っていないのか」といった疑問があるかもしれませんが、意図的に排除したりしたものはなく、あくまで素直に挙げたものですので、ご了承いただきたいと思います。時系列に並べていますから、順にご説明をしていきたいと思っております。

まず、1 番目、「政務調査費の改正(3 月 14 日)」でございます。最近是全国でも 1 円以上の領収書の添付を義務付けるところが随分と増えてまいりました。今どき 1 件 1 万円以上というのは珍しくなくなりましたが、当時は先駆的なものとして、県外の議会からも調査にみえたほどです。また、証拠書類等を議会図書室で縦覧できるようにしたという点は、県民の皆さんの利便性に配慮した独創的なものでございます。

次に、「2 . 改選(4 月 8 日)」であります。この日、議員の新旧交代があり、3 分の 1 の方々が入り替わりました。また、この結果により、議会内会派は新しく公明党ができ、4 年ぶりに日本共産党三重県議団が復活して会派の数が 6 つになったところでございます。

三つめは、「予算決算常任委員会の設置(4 月 30 日)」でございます。これは、三重県議会が、全国に先駆けて平成 16 年 10 月に、「議員が複数の常任委員会に所属」できるよう「構造改革特区」に応募し、認められなかったために全国議長会や総務省に働きかけをいたしまして、その結果、昨年(平成 18 年)自治法の改正が一部行われたところです。これを受けて三重県議会では、従前の予算決算特別委員会を常任委員会として、議長を除く全議員が所属することになりました。

四つめは、「第百代議長に私 3 回目となる選出(5 月 18 日)」をいただきました。3 回目ではあります。記念すべき第百代であり、光栄に存じておりますとともに、共産党を除く全議員から投票を頂戴したことは、「さらに頑張る議会改革を進めていこう」という議員各位の気持ちが一貫したものではないか

と嬉しく思っています。第百一代副議長には桜井議員が選出をされ、これまで随分と助けていただいております。

五つめは、「海外視察の廃止(5月31日)」であります。代表者会議で、これまでの「海外視察調査の申し合せ」が廃止されました。以前から、三重県議会では、海外視察調査のあと、報告会を開催して全議員に情報共有を行うとともに、議会図書室で報告書が閲覧できるようにしてまいったところですが、一歩進めて、必要の都度「議員派遣」等により対応することといたしました。

六つめは、「政策討論会議の設置(6月29日)」であります。これまでのように、知事が有識者に基本構想の段階から検討させ、その結果について議会に了承を求めるといったやり方では、県民の代表である議員の意見が反映されにくいという考え方から、最初のテーマは「新博物館構想」となりました。このテーマに係る政策討論会議については、10月18日に知事提言を行うことによって、所期の目的を達成したところでございます。

七つめは、「みえ県議会出前講座(9月3日)」でございます。これにつきましては、年度後半からスタートした事業ですが、広聴広報会議の委員によって既に2回にわたりまして実施されております。現在も募集中でございますので、皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。

八つめは、「議会基本条例がマニフェスト大賞 審査委員会特別賞を受賞(11月9日)」であります。議会改革を13年間進めてきた集大成が議会基本条例でありまして、各議員のご理解とご協力によりまして制定されたものでございます。このように評価されたことは、たいへん嬉しく思っており、今後も条例に基づいて、県議会の中味の充実に、そして、質の向上に努めてまいりたいと考えています。

九つめは、「赤福等不適正表示に係る連合審査会の開催(11月12日・29日)」です。赤福をはじめとして、いくつかの県内の菓子メーカーが不適正とされましたが、どうも食を取り巻く法律は複雑で分かりにくいのではないかとこのように感じております。しかし、食の安全・安心は非常に重要でございますので、当局が、メーカーに対して、しっかりと守るべき事柄の周知・啓発を行って時々検査をしなければなりません。また、議会は検討会を設置して「食の安全」に係る条例の制定を検討するとともに、当局の執行を的確に監視していきます。こうした、県当局と県議会の執行・監視体制を充実させることによって、県民の皆さんに安心していただけるようにしていきたいと考えているところでございます。

十番目は、今月に予定しているものを挙げています。「定例会の招集回数、会期等の見直し」であります。これにつきましては、プロジェクトチームをつく

って検討し、中間案を作成して知事と意見交換を実施し、明日7日までパブリックコメントを募集いたしております。これらの頂戴した意見を受けまして、会期等の見直しを実施していきたいと考えています。

以上、三重県議会の10大ニュースをご説明申し上げました。私からの説明は以上でございますが、ご質問があればどうぞ。

## 2 質疑応答

(質問)時系列で10項目挙げていただきましたが、議長個人の思いとしては、この中でどれが印象深かったですか。

(議長)いろいろ覚えはありますけど、この1年の中で、議会の会期を見直すということにつきまして、私が議長に就任以来ずっと手がけてまいりましたけれども、ようやく皆さん方のご理解とご協力をいただいたことが、今年私にとりましては一番大きな成果であったのかなと思っています。

(質問)政務調査費の話ですが、現在のところは1件1万円以上の公開ということで、当時は画期的だったけれども今では珍しくなくなってしまったということですが、2年以内の見直しということですが、見直しとして、1万円という上限を下げるとい方向ですか。

(議長)先の代表者会議でもお諮りしたところでございますけれども、昔の古い4つの会派の時、改選前の時点から、この問題に取り組んでおり、個人的な経費と公的な経費の按分問題でありますとか、領収書の1万円、あるいは1円から、というような問題につきまして、一応1万円としてやってきましたけれども、ここで1つ新しい会派もたくさんできましたので、もう一度プロジェクトといいますか、ワーキンググループを立ち上げて、三重県議会全体としてのマニュアルを作っていこうかということに、今なっております。この仕事が始まろうとしておりますので、その中で、今のご質問の、1万円という従来のところを守っていくのか、あるいは1円からやっていくのか、ということも大いに議論を深めてもらいたいと思っています。当初の計画では、一応1年か2年でこれを見直していく、1円からにしていくという前提で始めた申し合わせと思いますので、近々、検討会といいますか、そこでより議論を深めてもらいたいと思っています。

(質問)その議論をするワーキンググループというのは、年内にも第1回が開

かれるのですか。

(議長)そうですね。代表者会議でご了解いただいておりますので、明日(12月7日)初会合ということでございます。すでにメンバーもあがってきているようでございます。

(質問)政策討論会議で今度、福祉医療費助成制度についてテーマとして取り上げるとのことですが、提言とかされるとは思います、どれくらいの期間を見ているのでしょうか。

(議長)この問題は予算に関連することですので、1月の中旬くらいまでにまとめ上げていかなければいけないということで、年末年始たいへん忙しいスケジュールになるかなと思っています。

(質問)一般質問でもかなり「自己負担分はなくせ」という意見ばかりでしたが、議会全体としても、そういう流れなののでしょうか。

(議長)議会の大勢というのは、そういうことでありますけれど、やはり市町に大きな関わりを持つ問題でありますし、伺っているところでは、市町におかれましても、それぞれの意見の違いもあるように伺っています。あたかも市町は皆足並みが揃っているがごとき答弁も議会であったのですが、必ずしもそうでもないということですので、市長さん、町長さんの代表の方にご出席いただいて、それぞれの市町の事情を伺っていきたいと思っています。

(質問)市町の代表は、市長、町長レベルの方々にお話を伺うということですね。

(議長)別に市町会の会長さんとか、そういうことではありませんけれども、今、議会中でもありまして、なかなか日程的にも難しい問題があります。そこで、ランダムにお願いして、今作業を進めているところです。2・3人お越しいただいて、ご意見を伺おうかなと思っています。

(質問)行政だけではなくて、例えば関係団体といいますか、福祉医療費を利用される方々とか関係団体の方を呼び、お話を聞くという予定はありますか。

(議長)今のところそういう考えはしておりません。首長さんということにい

たしております。後は議員間討議等を通じて、議論を深めていきたいと思っております。

（質問）確認ですが、福祉医療費助成に関しては、政策討論会議でやられる？ 検討会ではないのですか。

（議長）これを立ち上げ、どこでやるかといったときに、他のプロジェクトとか検討会を作る場合ですと、議決をしなければならないということがありまして、政策討論会議はすでにスタートしておりまして、1つ、博物館構想というものが終わって、その後がちょうど休眠しているような格好ですので、その組織を使わせてもらったということでございます。この問題は先ほども申しましたように、たいへんスピードを要する問題でありますので、第1回会議は今日午後3時から始めるということになっております。政策討論会議で実施をしていくということに決まった次第でございます。

（質問）全国議長会で、議員の「報酬から歳費へ」ということで意見書を国の方へ出すようになってきていると思いますが、三重県議会も今議会でやられるのでしょうか。いつ上げるのでしょうか。

（議長）最終日に意見書として上げさせていただくことになっております。なかなか難しい問題ですけれど、実働勤務時間といいますが、そういうものが県、市、町、それぞれの議会で時間が違っているということもありますし、常勤として見なすべき日数というのがどのくらいなのかということも、これから国の方で検討してもらわなければいけないと思います。やはりそういう意味で、私たちが通年議会に準ずるような、2回議会というものを行って、実働時間というものが非常に増えていくということは、将来への制度移行への大きな布石になっていくのではないかと、私は考えています。

（質問）国会議員にも署名を求めているのですか。

（議長）署名活動をしようではないかということで、全国議長会の方から指示が来ておりますので、現在、各会派にお願いして、政党の国会議員にご無理をお願いしているところですが、まだ全部集まってはおりません。年内ぐらを目途にして、お願いをしていきたいと思っております。

（質問）12月4日の定例知事会見で、赤福の営業再開について質問等が出た

のですが、議会としては、赤福の営業再開について、議長としてどうお考えですか。

(議長)いろいろな話を聞いておりまして、また新聞等の報道を見ておりますと、あたかも県が(営業再開)日を認めるとか、許可するというふうにも受け取れる発言もありましたけれど、実際としては、14日までの、いわゆる改善計画を赤福が示すことによって、それを県が、というより、改善計画を出すことによって、一応の決着はつくようなふうに、私は当局から伺っております。今漏れ聞いておりますのは、赤福さん自身が、年を越すのか、あるいは年内で再開をお願いしていくのか、そのこと自体は県が決めるのではなく、むしろ業者の申告というか、そういうものに基づいて決められていくようなふうに、私は伺っております。そういうわけで、よりコンプライアンスを守りながら、赤福さんがどういう姿勢で今後やっていかれるかというのは、赤福さん自身がお決めになることではないのかなというふうに思います。

言い訳になりますけれども、法律が非常に錯綜しておって、国と県とが関わる問題、あるいはまた2つの省にまたがる問題、非常に国民、県民にとって分かりにくい法律でありまして、この辺をわれわれとしては、国に対して意見書を提出し、ぜひとも、もっとも大切な食の安全・安心というものが、県民、国民の目によく見えるような制度にしてもらわなければならないと思っております、これも意見書を今議会で提出し、私が年内に各省庁を回って、この意見書をお願いしてこようと思っているところでございます。

(質問)14日が改善報告書の提出期限ということで、これを出すことで一応の決着がつかると当局から聞いている、と議長言われましたが、それを出されたら、営業禁止処分は、それを見て解除されるのではないかと、というご見解ですか。

(議長)14日にどういう改善計画が出てくるのか分かりませんが、それを見て、どうも県とか国が、いいとか悪いとか、そういうことでもないように伺っております。赤福自身が決めて、計画が承認されたら、この計画がだめだとかどうだとか、そういうことでもないように私は伺っております。きちっとした計画が出てきたら、それに基づいて認めていくというやに聞いております。刑事事件になっているわけでもありませんし、健康被害が出ているわけでもありませんし、そこへ至るまでに、いろいろ事前に分かったということで、その改善ということではないのかと、個人的には思っておりますけれど、法で罰するとか、これを認めるとか認めないとか、そういうことにはならないよう

に、私は聞いているわけですけど。

（質問）改善報告書が出て、営業禁止を県がかけていますが、それが解かれて、それを受けて赤福さんが、年内再開するか、年越しにするか、あるいは来年春ぐらいにするか、それはもう企業が自由に判断されるということですか。

（議長）私の言い方がまずかったですけど、今のお話のとおりだと思います。一応無期限の営業停止ということがかかっているわけですから、それはどこかで外さなければならぬわけですよ。でも、よほどの理由がないと、それを延長していくということではないように、私は伺っております。これはむしろ、私に聞いていただくより、執行機関に聞いていただく方がいいと思いますけれども、その辺のことも担当の総括室長にも申し上げたのですが、分かりにくい、非常に。その説明がですね、もう少し明らかにしていただきたいなということ要望してあるのですけれども。

（ 以 上 ）

11:00 終了